

## 第4次太子町男女共同参画プラン概要

### 【基本目標 1】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### ●基本課題 1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

(男女共同参画に関する広報・啓発の推進)

・ 情報提供・啓発活動の推進	①性別役割分担意識に基づいた制度・慣行などの見直しや男女平等の意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実させます。
・ 講演会・講座・セミナーなどの実施	②男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発をするために講演会などを開催します。また、誰もが参加しやすい開催日時、託児などに配慮します。

(各種メディアにおける男女共同参画の推進)

・ 町が広報やホームページなどで発信する情報について、男女共同参画の視点に立った表現の徹底	③固定的な性別役割にとらわれない、多様な姿を積極的に取り上げていこう、町が広報やホームページなどで発信する情報について男女共同参画の視点に立ち作成します。
---	---

#### ●基本課題 2 教育を通じた学習・理解の推進

(男女共同参画の視点に立った学校教育の推進)

・ 成長段階に応じた教育の推進	④成長段階に応じた男女共生教育を推進し、個性や能力の伸長を図ります。子どもたちが「自分らしさ」を発揮し幅広い選択ができるよう自然の中や地域社会でのさまざまな体験活動を通じた教育を推進します。
・ 学校現場における男女共同参画の推進	⑤学校現場におけるあらゆる機会を通して男女共同参画の意識を育みます。

(男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進)

・ 生涯学習講座の推進	⑥男女共同参画の視点に立った生涯学習講座を開催します。
-------------	-----------------------------

#### ●基本課題 3 地域社会・行政が推進する男女共同参画

(庁内の男女共同参画の推進)

・ 職員への研修会開催	⑦職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発を実施します。
・ 女性職員が活躍できる職場環境づくり	⑧女性活躍推進法に基づく、太子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を推進し、女性職員が職場で力を発揮できるよう職場環境を整備します。
・ 管理職への女性登用	⑨男女双方の意識改革を推進し、女性職員が管理職への登用に前向きな意識をもてる環境を整備します。
・ 職員の各種ハラスメント防止への取組促進	⑩職員の就業意欲や能力発揮の妨げとなる各種ハラスメント防止に取り組みます。
・ 職員の仕事と子育ての両立支援	⑪次世代育成支援対策推進法に基づく太子町特定事業主行動計画「仕事と子育ての両立支援プラン」を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。

(国・県・地域社会・各種団体との連携と協働)

・ 地域社会活動における男女共同参画の推進	⑫男女ともに、積極的に地域に関心を持ち、地域活動・NPO・ボランティア活動に参加・参画するよう働きかけます。
・ 関係機関との連携と協働	⑬女性団体をはじめとするさまざまな機関、組織、団体、グループ、NPOなどと協力しながら男女共同参画の施策を推進するとともに、国・県および関係機関と情報交換を図り連携強化に努めます。

#### ●基本課題 4 男女共同参画プランの推進体制の整備

(第4次太子町男女共同参画プランの推進)

## 第4次太子町男女共同参画プラン概要

・「第4次太子町男女共同参画プラン」の推進	⑭町民と行政が一体となってプランの推進を図ります。
・意識調査・実態調査の実施	⑮施策に反映していくために、男女共同参画に関する町民意識などの把握に努めます。
(男女共同参画推進のための拠点づくり)	
・男女共同参画推進のための拠点づくり	⑯町民とともに男女共同参画への取り組みを推進するにあたり、太子町の規模などの状況に応じた拠点づくりを推進します。
<b>【基本目標2】 安心して暮らせる環境づくり</b>	
<b>●基本課題5 子育て・介護がしやすい環境づくり</b>	
(子育てしやすい環境づくり)	
・子育てサービスの充実	⑰子どもを安心して産み育てられるよう、子育てに対する社会的な支援体制を築き、働く男女が子育てと仕事を両立できる環境、子どもを健やかに育てられる環境を整備します。
・地域での子育て支援	⑱女性に集中しがちな子育てへの負担を軽減し、女性の社会進出を促すため、地域における子育てを総合的に支援します。
・子育てに関する相談体制の充実	⑲子育てについてのさまざまな悩みや学校園での生活や勉強などについて相談しやすい体制を充実させます。
(介護しやすい環境づくり)	
・介護支援の情報提供	⑳介護に関する支援事業の情報提供を充実させます。
・介護に関する相談窓口の充実	㉑介護についてのさまざまな悩みなどを相談しやすい体制を充実させます。
(家庭状況に応じた自立支援)	
・ひとり親家庭などの自立支援	㉒ひとり親家庭などの生活の安定と向上を図るための自立支援と相談体制の充実を図ります。
・外国人への支援	㉓在住外国人が地域の一員として生活していくための支援を行います。
<b>●基本課題6 一人ひとりの性の尊重と心とからだの健康づくり</b>	
(性と生殖に関する健康・権利に関する意識の普及と支援体制の充実)	
・性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の普及	㉔性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方を啓発し、結婚・妊娠・出産などの機会でも男女が互いの性を理解・尊重し合えるよう、対等な関係づくりの普及に努めます。
・年齢に応じた性教育の推進	㉕発達段階に応じた性教育により、正しい知識を得ることにより、男女の心身の健全な育成を図ります。
(妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実)	
・母性機能の社会的重要性についての意識啓発	㉖母性機能が尊重・保護される学習の機会を提供します。
・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	㉗子育て世代包括支援センターひだまりを中心とした、妊娠から出産まで一貫して健康診査、訪問、相談、各種教室などのサービスを提供します。
(生涯を通じた男女の心と体の健康維持)	
・男女の心身の健康づくりのための総合的支援の充実	㉘健康診査体制を充実させ、受診を促します。また、心や体について学ぶ機会や気軽に相談できる体制を整備し、健康保持のための施策を進めます。

## 第4次太子町男女共同参画プラン概要

(多様な性のあり方への理解促進)	
・多様な性のあり方への理解促進	㉘性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されないことがないよう、理解促進を行います。
<b>●基本課題7 ハラスメントおよび虐待防止対策の推進</b>	
(ハラスメント防止に向けた対策の推進)	
・職場や地域などにおけるハラスメント防止体制の構築	㉚セクシュアル・ハラスメント(性的マイノリティの人への差別的な言動を含む)、パワー・ハラスメントおよび職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどの人権を侵害する行為についての防止に向けた教育と啓発および被害者支援を行います。
(虐待の防止に向けた対策の推進)	
・児童虐待の防止と支援体制の構築	㉛「児童虐待の防止等に関する法律」のもと、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見、早期対応および適切な保護を図るため、関係課および関係機関のネットワークの充実を図ります。
・児童虐待の防止と支援体制の構築	㉜「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、高齢者虐待の早期発見、早期対応および発生防止に向けた体制の構築を図ります。
・障害者への虐待の防止と支援体制の構築	㉝「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、障害者への虐待の早期発見、早期対応および発生防止に向けた体制の構築を図ります。
<b>●基本課題8 防犯の視点からの男女共同参画の推進</b>	
(ストーカー行為・性犯罪・売買春などの防止対策の推進)	
・被害者支援体制の構築	㉞個人情報保護の徹底や関係機関との連携による被害者の速やかな安全確保など、支援体制の構築を図ります。
・防犯対策の強化	㉟青少年育成協議会や防犯推進委員会による広域的な防犯活動、各自治会の自主防犯グループによる防犯活動を推進します。
<b>●基本課題9 DVの根絶と防止対策および支援の推進</b>	
(DV根絶に向けた啓発・教育)	
・家庭や地域への啓発・情報提供の推進	㉠DVをなくし、誰もが安心して暮らせるように、DV(デートDVを含む)そのものを理解するための啓発、取組を推進します。
・学校などにおける教育・啓発の推進	㉡次世代を担う子どもたちに、正しい人権意識や男女共同参画意識が育つような教育や保育を実施します。
(DV被害者の支援体制の整備・充実)	
・相談窓口機能の充実・情報提供	㉢DV被害者が相談しやすく、総合的に支援できる相談窓口の整備に努めます。また、相談窓口やDV防止法に基づく通報の趣旨について、広報やホームページなどで広く町民に情報提供します。
・相談窓口職員および関係職員の資質の向上	㉣DV被害者の支援を充実させるため、相談窓口職員および関係職員の資質の向上を図ります。
・関係相談機関との連携の強化	㉤DVに関係する相談機関との情報連携を図り、それぞれの役割を生かした総合的な支援の広域的なネットワーク強化に努めます。
・DV被害者の自立支援の充実	㉥DV被害者や家族が、自立した生活が送られるように、関係機関が相互に連携した切れ目のない総合的な支援に取り組みます
(DV被害者の情報管理の徹底)	
・関係機関・関係各課との情報管理の徹底	㉦DV被害者の個人情報を保護し、関係機関・関係各課への迅速な情報の連携を行い、さらには、他市町との連絡調整においても個人情報の管理を徹底します。

## 第4次太子町男女共同参画プラン概要

### 【基本目標3】 仕事と生活が両立できる環境づくり

#### ●基本課題10 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進）

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供と啓発の推進	④③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理解促進に向け、広報や町ホームページなどで情報提供や啓発を推進します。
・男女がともに担う家事・育児・介護の推進	④④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進として、男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担うことの大切さについての意識啓発と情報提供、学習機会を提供します

（仕事と子育て・介護の両立の推進）

・子育て・育児に関する各種サービスの情報提供や啓発の推進	④⑤仕事と子育て・介護の両立が実現できるよう各施策やサービスの情報提供、啓発を推進し、利用しやすい環境の整備に努めます。
------------------------------	--

#### ●基本課題11 就労の場における男女共同参画の推進

（男女の均等な就業機会と職域拡大の促進）

・事業所に対する情報提供の強化	④⑥労働基準監督署やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度や先進事例などの情報提供を行います。また、育児・介護休暇の取得を促進するために情報提供を行い、就業が継続できる環境を整備します。
・女性が活躍できる職場環境づくり	④⑦事業所の状況把握に努め、労働に関する法令の情報提供や、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図り、女性を人材として育成していく、男女共同参画を実現する職場づくりを推進します。

（女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援））

・チャレンジに関する情報提供と支援	④⑧結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するため、起業や在宅ワークなどの多様な働き方や再就職に関する支援を行います。
・女性の参画が進んでいない分野への参画推進	④⑨農業や自営業に従事する女性の果たす役割を評価し、経営基盤を確立するための普及・啓発に努めます。

### 【基本目標4】 全ての男女がともに活躍できる環境づくり

#### ●基本課題12 政策・方針決定の場への女性参画の促進

（審議会、委員会などへの女性の参画促進）

・各種審議会・委員会などへの女性の登用促進	⑤⑩男女がともに意思決定の場に参画できるよう女性委員の登用を推進します。
-----------------------	--------------------------------------

（事業所や各種団体などにおける女性の参画促進）

・事業所や各種団体などにおける意思決定の場への女性登用の促進	51. 意思決定の場への女性の参画促進を働きかけ、女性が広く活躍できるよう情報提供やネットワークづくりのための支援に努めます。
--------------------------------	---

#### ●基本課題13 防災分野における男女共同参画の推進

（防災・復興への取り組みにおける男女共同参画の推進）

・男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進	52. 自主防災組織などの地域組織へ女性の参画を促し、多様な意見を取り入れた防災活動を推進します。
・防災・減災を推進する地域リーダーの育成	53. 兵庫県主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」への参加を推進します。
・男女共同参画の視点を反映した避難所運営の推進	54. 災害時のさまざまなニーズに対応するため、平常時より、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を推進します。